

岩倉市審理員指名手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条に規定する審査庁となり、審査請求の審理手続を行う際に必要な審理員の指名手続について定めるものとする。

（岩倉市審理員候補者指名委員会による審理員候補者の推薦）

第2条 法第19条に規定する審査請求書の提出を受けた課の課長（以下「審査請求課長」という。）は、審査請求のあった事件について適した者を審理員として選任するため、岩倉市審理員候補者指名委員会（以下「委員会」という。）から審理員の候補者の推薦を受けるものとする。この場合において、審査請求課長は、審理員の候補者として推薦を受けた者が法第9条第2項各号に該当する者でないことを確認するものとする。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、総務部長、市民協働部長、福祉部長、健康こども未来部長、建設部長、消防長及び教育部長をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、総務部長をもって充て、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の開催）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、構成員の半数以上が出席しなければ、これを開催することができない。

2 委員会の議事は、出席者の半数以上の同意により決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要するとき又は軽易な事案については、文書の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

（審理員の指名）

第6条 審査庁は、第2条の規定による推薦を参考に、審理手続を行う審理員を決定し、その者を審理員として指名する。

（審理員の候補者として委員会が推薦する者の要件）

第7条 第2条の審理員となるべき者の候補者の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 課長の職又は主幹の職にある者

(2) 前号に掲げる者のほか、委員会が適当と認めた者

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審理員の指名手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。